

ハローワーク大和発

平成28年11月内容

仙台公共職業安定所大和出張所
 黒川郡大和町吉岡南2-3-15
 tel 022-345-2350
 FAX 022-345-0596

【平成29年1月4日発行】

【窓口の動き】

求人

新規求人は、1,127人で前年同月比16.5%増となった。

有効求人数は、2,516人で前年同月比3.7%増となり、12か月ぶりの増加となった。

新規求人倍率は、4.21倍で前月より1.33ポイント上回り、前年同月比では0.92ポイント上回った。

有効求人倍率は、1.91倍で前月より0.22ポイント上回り、前年同月比でも0.27ポイント上回った。

一般の新規求人は、560人で前年同月比12.2%増となった。製造業、医療・福祉、サービス業、宿泊・飲食サービス業、卸・小売業で増加し、運輸業、建設業で減少した。

パートの新規求人は、576人で前年同月比21.2%増となった。製造業、運輸業、サービス業、宿泊・飲食サービス業、卸・小売業で増加したが、建設業、医療・福祉で減少した。

求職

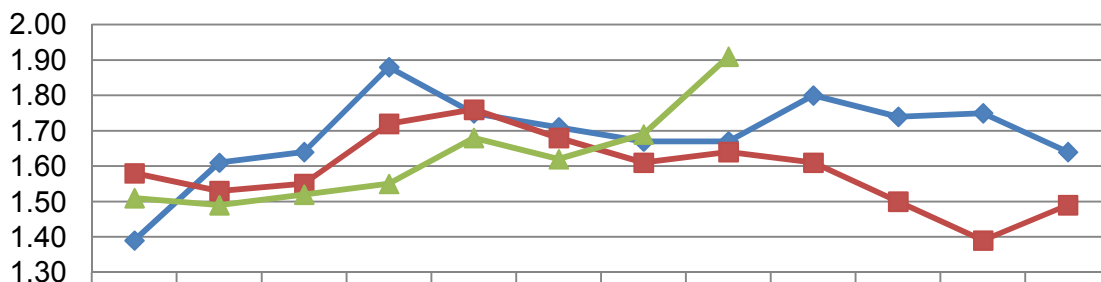
新規求職者数は、268人で前年同月比8.8%減となった。

有効求職者数は、1,320人で前年同月比10.9%減となり、9か月連続で減少した。

雇用保険一般求職者給付の受給資格決定件数は、76人で前年同月比9.5%減となった。

新規常用求職者（パートを除く）を態様別にみると、前年同月比で在職者（6.6%増）は増加し、離職者（5.3%減）、無業者（50.0%減）は減少した。

有効求人倍率の推移



◆ 26年度	1.39	1.61	1.64	1.88	1.75	1.71	1.67	1.67	1.80	1.74	1.75	1.64
■ 27年度	1.58	1.53	1.55	1.72	1.76	1.68	1.61	1.64	1.61	1.50	1.39	1.49
▲ 28年度	1.51	1.49	1.52	1.55	1.68	1.62	1.69	1.91				

【一般職業紹介の状況】

求 職

区 分	計			対前月比	対前年比
	一 般	パート			
新規求職者数	268	194	74	▲14.1	▲8.8
有効求職者数	1,320	878	442	▲3.5	▲10.9

求 人

区 分	計			対前月比	対前年比
	一 般	パート			
新規求人数	1,127	560	567	25.5	16.5
有効求人数	2,516	1,554	962	8.9	3.7

求 人 倍 率

区 分	計			対前月比	対前年比
	一 般	パート			
新規求人倍率	4.21	2.89	7.66	1.33	0.92
有効求人倍率	1.91	1.77	2.18	0.22	0.27

紹 介 ・ 就 職

区 分	計			対前月比	対前年比
	一 般	パート			
紹介件数	308	242	66	▲6.4	▲11.2
就職件数	94	59	35	▲4.1	▲31.4

(▲は減少)

求人倍率：求職者に対する求人の比率

(新規求人倍率＝新規求人数／新規求職者数　有効求人倍率＝有効求人数／有効求職者数)

【雇用保険の状況】

雇用保険適用

区 分	男	女	計			うち事務組合委託
				対前月比	対前年比	
適用事業所数			992	0.5	6.8	315
資格取得者数	164	130	294	28.4	28.9	33
資格喪失者数	135	91	226	▲5.0	14.7	36
被保険者数	14,091	7,653	21,744	0.2	3.7	2,070

雇用保険給付

区 分	受給資格	決定件数	受給者	実人員	支給額 (千円)	
		対前年比		対前年比		対前年比
一般求職者給付	76	▲9.5	313	▲6.8	37,765	6.3
高齢求職者給付	13	62.5	6	▲40.0	1,578	▲32.7
短期特例一時金			0	—	0	—
再就職手当			23	4.5	6,249	▲16.5
就業手当			0	—	0	—

賃金情報(中途採用時・職業別)

職業別	一 般					パート				
	求人賃金		求職賃金			求人賃金		求職賃金		
	上限	下限	性計	男	女	上限	下限	性計	男	女
職業計	281,121	201,499	193,593	206,695	174,025	1,082	888	812	845	805
管理的職業	—	—	300,000	300,000	—	—	—	—	—	—
専門的・技術的職業	267,667	205,050	227,142	255,555	176,000	1,190	1,033	870	800	877
事務的職業	229,177	163,058	157,777	170,000	154,722	877	834	805	800	806
販売の職業	298,224	182,637	212,380	244,615	160,000	1,361	825	827	1,000	806
サービスの職業	323,101	234,250	169,615	194,000	154,375	1,058	908	796	—	796
保安の職業	—	—	176,666	176,666	—	1,100	1,100	800	800	—
農林漁業の職業	277,333	166,666	120,000	120,000	—	800	750	800	800	—
生産工程の職業	239,815	177,750	191,724	197,777	110,000	938	816	850	1,000	775
輸送・機械運転の職業	280,481	218,056	213,750	212,142	225,000	980	916	900	900	—
建設・採掘の職業	291,533	185,433	211,666	224,000	150,000	—	—	—	—	—
運搬・清掃の職業	180,334	152,097	245,000	189,333	412,000	848	828	765	783	759
分類不能の職業	—	—	180,000	185,714	160,000	—	—	816	—	816

*この情報は、当月中に受理した求人及び求職に係る賃金で、一般の場合は基本給及び定額的に支払われる手当の合計額、パートの場合は時間額です。

*求職賃金は、一般は希望月額で、パートは希望時間額です。賃金額は、求人・求職いずれも税込み額です。

*金額は、いずれも平均額で、「—」は対象データがないことを表示しています。

職業別 求人・求職の状況

職業別	一 般			パート		
	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率
職業計	1,338	878	1.52	852	442	1.93
管理的職業	3	7	0.43	0	0	0.00
専門・技術的職業	150	91	1.65	47	38	1.24
事務的職業	192	238	0.81	57	124	0.46
販売の職業	281	86	3.27	130	47	2.77
サービスの職業	262	78	3.36	378	73	5.18
保安の職業	0	4	0.00	4	3	1.33
生産工程の職業	175	123	1.42	55	23	2.39
輸送・機械運転の職業	103	77	1.34	15	5	3.00
建設・採掘の職業	93	29	3.21	3	3	1.00
運搬・清掃等の職業	73	98	0.74	162	99	1.64
その他の職業	6	47	0.13	1	27	0.04

*求人数、求職者数、求人倍率は全て月間有効数を対象にしています。

*一般、パートとも常用(臨時等は除く)です。

雇用保険の適用拡大等について

～平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります～

雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります（平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」（※1）となっている場合を除き適用除外です。）。

○ 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合【例1参照】

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」（以下「資格取得届」という。）を提出（※3）してください。

○ 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例2参照】

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を提出（※4）してください。

○ 平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例3参照】

ハローワークへの届出は不要です（自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。）。

（※1）65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。

（※2）1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあること。

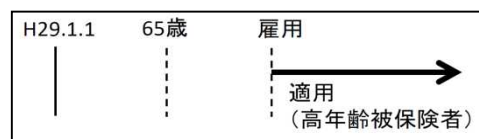
（※3）被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出してください。

（※4）提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出してください。

《適用要件に該当する65歳以上の労働者を雇用した場合の雇用保険の適用例》

〈例1〉平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合

→ 雇用した時点から高年齢被保険者となりますので、雇用した日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

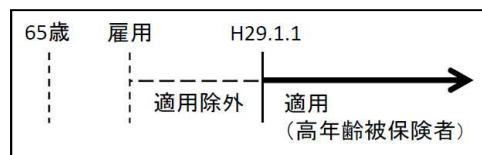


雇入れ後に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

〈例2〉平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→ 平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、平成29年3月31日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

平成29年1月1日以降に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。



〈例3〉高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→ 自動的に高年齢被保険者となりますので、届出は不要です。

